

大切な 水と一緒に 暮らす日々

あしよろの上下水道

メーター器取替工事にご協力ください

お客様が使用されているメーター器が正確な計量で検針できるよう、計量法により有効期間が8年と定められています。

そのため、メーター器（私設メーター器を除く）の有効期限が満了となるまでに、計画的に取り替えていきます。

メーター器の取替作業は、建設課上下水道室で契約した請負業者が行います。

お客様にメーター器取替費用を請求することはありません。

※消耗した部品交換や漏水修理はお客様負担となります。

- 取替作業時にお客様が立会する必要はありません。
- メーターボックスの上には物を置かないでください。
- メーター器取替完了後、水の使い始めに空気や濁った水が出ることがあります。しばらく出していただくと通常の状態に戻ります。
- 取替対象はメーター器側面のシールが平成34年10月～平成35年5月対象です。

34
1034
1135
235
335
5

足寄町建設課上下水道室 令和4年度満期メーター器取替工事（後期）一覧

・取替対象は、平成34年10月～平成35年5月検満のメーター器となります。

工事名	施行場所	施行期間	請負業者
上水道事業用メーター器取替工事（その7）	南1条1丁目、南1条3丁目、南1条4丁目、南2条1丁目、南2条3丁目~5丁目、南3条1丁目~2丁目、南3条5丁目、南4条4丁目	9月5日~11月30日	有限会社 コミヤマ
上水道事業用メーター器取替工事（その8）	南4条5丁目~6丁目、南5条1丁目、南5条5丁目、南6条1丁目~2丁目、南6条4丁目、南6条6丁目~7丁目、南7条1丁目~4丁目、栄町1丁目~2丁目	9月5日~11月30日	有限会社 白沢文栄堂
上水道事業用メーター器取替工事（その9）	北1条2丁目~4丁目、北2条2丁目~4丁目、北3条1丁目~2丁目、北5条1丁目、北6条1丁目、里見が丘、西町2丁目~3丁目	9月5日~11月30日	有限会社 むとう
上水道事業用メーター器取替工事（その10）	西町4丁目、西町7丁目~9丁目、旭町1丁目~5丁目、下愛冠1丁目~2丁目、下愛冠4丁目、郊南1丁目	9月5日~11月30日	株式会社 マルヨ産業
営農用水道事業用メーター器取替工事（その3）	喜登牛、白糸、茂喜登牛、中矢、芽登、西仙美里、中足寄、平和、上利別、愛冠、奥足寄、螺湾	9月5日~11月30日	株式会社 マルヨ産業
簡易水道事業用メーター器取替工事（その2）	螺湾本町、芽登本町、上利別本町、大誉地本町	9月5日~11月30日	株式会社 マルヨ産業

お問い合わせ

足寄町役場 建設課 上下水道室 TEL0156-28-3868（内線356）